

亘理町監査委員告示第 1 号

地方自治法第199条第9項の規定により定期監査の結果を次のとおり公表する。

平成31年2月27日

亘理町代表監査委員 澤 井 俊 一

亘理町監査委員 安 藤 美重子

記

1 監査の期間及び場所

期 間 平成30年11月6日（火）

～平成31年2月7日（木）までの14日間

場 所 監査室及び出先機関

2 監査の対象

全13課、教育委員会、農業委員会事務局及び議会事務局並びに出先機関（荒浜地区交流センター・勤労青少年ホーム・荒浜公民館・荒浜体育館・亘理保育所・荒浜保育所・荒浜児童館・高屋児童クラブ・学校給食センター・荒浜小学校・長瀬小学校・荒浜中学校・逢隈中学校・図書館・郷土資料館・中央公民館）

3 監査の目的

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか、且つ建物等の維持管理が良好であるかを主眼として実施した。

4 監査の方法

事前に提出を求めた資料及び関係書類帳簿等に基づき、事務事業の執行状況等の説明を担当職員に求め、質疑等を行うなどの方法により実施した。

5 監査の結果

おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。